

市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて設置した保育所（以下「保育所」という。）を運営する社会福祉法人に対し、市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号。第6条において「条例」という。）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日保育事業 保育対策等促進事業の実施について（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。）別添2の休日・夜間保育事業実施要綱に基づき保育所が行う事業のうち、休日保育事業に係るものをいう。
- (2) 病後児対応型病児・病後児保育事業 国通知別添3の病児・病後児保育事業実施要綱に基づき保育所が行う事業のうち病後児対応型に係るものをいう。
- (3) 体調不良型病児・病後児保育事業 国通知別添3の病児・病後児保育事業実施要綱に基づき保育所が行う事業のうち体調不良児対応型に係るものをいう。

- (4) 特別保育事業 保育所が行う次に掲げる事業をいう。

ア 家庭的保育事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第22号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められた家庭的保育事業実施要綱（別表において「家庭的保育事業実施要綱」という。）に基づく事業に係るもの

イ 国通知別添 4 の待機児童解消促進等事業実施要綱に基づく事業のうち
保育所分園推進事業に係るもの

ウ 地域住民による主体的な子育て支援活動又は交流促進に係る事業

(5) 保育環境改善等事業 国通知別添 5 の保育環境改善等事業実施要綱に基づき保育所が行う事業をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の中欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の右欄に定めるところにより算出して得た額とする。ただし、実際に要する経費の額が同表の右欄に掲げる補助金の額を超えないときは、実際に要する経費の額を補助金の額とする。

(国等による補助との調整)

第 5 条 補助対象経費について、国又は他の地方公共団体による補助を受けることができるときは、その限度において、補助金の交付は行わない。

(交付の申請)

第 6 条 条例第 2 条第 4 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支出の特例)

第 7 条 規則第 4 条の規定により補助金による助成につき概算払を受けようとする者は、同条の請求書に市長が必要と認める書類を添付して請求するものとする。

(補助金の精算)

第 8 条 規則第 4 条の概算払による補助金の交付を受けた者は、規則第 6 条の

規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金の精算をしなければならない。

（遂行状況報告）

第 9 条 規則第 4 条の 2 第 1 項の助成事業を行う者は、市長が必要と認めるときは、当該助成事業の遂行状況に関し、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をするときは、市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金遂行状況報告書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 5 条に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（帳簿の整備）

第 11 条 市長は、市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付決定簿（様式第 2 号）を備え、補助金の交付に関し必要な事項を記載するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象期間の経過後 5 年間保管しておかなければならない。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行し、改正後の第 2 条第 4 号及び別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条第 4 号及び別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の申請に係る市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金(以下「補助金」という。)について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

補助対象区分	補助対象経費	補助金の額
休日保育事業	休日保育事業の実施に要する経費	一の保育所につき、年額 1,351,000 円に次の各号に掲げる年間の休日保育事業に係る延べ利用児童数の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額 (1) 211 人以上 280 人未満 73,500 円 (2) 280 人以上 350 人未満 220,500 円 (3) 350 人以上 420 人未満 367,500 円 (4) 420 人以上 490 人未満 514,500 円 (5) 490 人以上 560 人未満 661,500 円 (6) 560 人以上 630 人未満 808,500 円 (7) 630 人以上 700 人未満 955,500 円 (8) 700 人以上 770 人未満 1,102,500 円 (9) 770 人以上 840 人未満 1,249,500 円 (10) 840 人以上 910 人未満 1,396,500 円

		(11) 910人以上980人未満 1,543,500円 (12) 980人以上1,050人未満 1,690,500円 (13) 1,050人以上 1,837,500円
病後児対応型 病児・病後児 保育事業	病後児対応型病児・ 病後児保育事業の実 施に要する経費	一の保育所につき、年額 2,006,000円に次の各号に掲 げる年間の病後児対応型病児・病後 児保育事業に係る延べ利用児童数の 区分に応じ、当該各号に定める額を 加えて得た額 (1) 10人以上50人未満 401,000円 (2) 50人以上200人未満 2,207,000円 (3) 200人以上250人未満 3,109,000円 (4) 250人以上300人未満 3,511,000円 (5) 300人以上400人未満 4,012,000円 (6) 400人以上600人未満 5,015,000円 (7) 600人以上800人未満 6,820,000円 (8) 800人以上1,000人未満

		8,726,000円 (9) 1,000人以上1,200人未満 10,632,000円 (10) 1,200人以上1,400人未満 12,538,000円 (11) 1,600人以上1,800人未満 14,443,000円 (12) 1,600人以上1,800人未満 16,349,000円 (13) 1,800人以上2,000人未満 18,255,000円 (14) 2,000人以上 20,160,000円
体調不良児対応型病児・病後児保育事業	体調不良児対応型病児・病後児保育事業の実施に要する経費	一の保育所につき、年額4,310,000円（体調不良児対応型事業を実施する期間が6月未満のときは、2,150,000円）
特別保育事業	第2条第4号アに掲げる事業の実施に要する経費	(1)に掲げる額に(2)に掲げる額を加算して得た額を年額とする。 (1) 一の保育所につき800,000円 (2) 家庭的保育者（家庭的保育事業実施要綱に規定する家庭的保育者という。）1人につき120,000円を乗じて得た額
	第2条第4号イに掲げる事業の実施に要	年額1,234,000円

	する経費	
	第 2 条 第 4 号ウに掲 げる事業の実施に要 する経費	年額 2 5 0 , 0 0 0 円
保育環境改善 等事業	保育環境改善等事業 の実施に要する経費	一の事業につき 7 , 2 0 0 , 0 0 0 円

様式第 1 号（第 8 条関係）

市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金遂行状況報告書

年 月 日

市川市長

所在地

法人名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金について、下記のとおり報告します。

記

○ 報告事項

様式第2号（第10条関係）

市川市社会福祉法人認可保育所運営費等補助金交付決定簿

[illegible]